

南部訪問ステーション 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人松風会が開設する南部訪問看護ステーションが行う指定介護予防訪問看護・指定訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師が要支援状態・要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護予防訪問看護・訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師は、要支援者・要介護者の介護予防を目的として、その者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

2 介護予防訪問看護・訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名称 南部訪問看護ステーション
- 2) 所在地 徳島県小松島市大林町字北浦20番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名(常勤 看護職員と兼務)
管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定介護予防訪問看護・指定訪問看護の利用の申し込みにかかる調整その他の管理を一元的に行う。
- 2) 看護職員:保健師、看護師 常勤換算2.5名以上(内 1名は管理者を兼務)
看護職員は指定介護予防訪問看護・指定訪問看護の提供にあたる。
- 3) 理学療法士、作業療法士 常勤1名以上
指定介護予防訪問看護・指定訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1) 営業日 :月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く(状況により対応)
- 2) 営業時間 :午前8時30分から午後5時30分までとする。
なお、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防訪問看護・指定訪問看護の内容)

第6条 指定介護予防訪問看護・指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1) 病状・障害の観察
- 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4) 褥創の予防・処置
- 5) 診療補助、カテーテル等の管理
- 6) ターミナルケア
- 7) リハビリテーション
- 8) 療養生活や介護方法の指導

(指定介護予防訪問看護・指定訪問看護の利用料その他必要な費用の額)

第7条 指定介護予防訪問看護・指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問看護・指定訪問看護が法定代理受理事務である場合は、介護負担割合証の負担割合に応じた額とする。

2 訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとする。

- 1) 通常の事業の実施地域を越えて片道20km以上 1回 500円
- 2) 死後の処置(平日・時間外とも) 10,800円
- 3) 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島市、小松島市、阿南市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、介護予防訪問看護・訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情に対する対応方針)

第10条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第13条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 1) 南部訪問看護ステーションでは、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- 2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により、他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- 3) 職員は年2回以上、虐待の防止に向けた研修を受講する。
- 4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等に報告を行い、再発防止に努める。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問看護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント)

第16条 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2) 継続研修 年12回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であつた者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、サービスを完結した日から最低5年間は保管するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

- この規程は平成28年1月1日から施行する。
- この規程は平成28年11月1日から施行する。
- この規程は平成29年2月1日から施行する。
- この規程は平成30年8月1日から施行する。
- この規程は令和3年11月1日から施行する。
- この規程は令和6年4月1日から施行する。